

最良執行方針

平成17年4月1日制定

2023年9月1日改正

丸八証券株式会社

この最良執行方針は、金融商品取引法第40条の2第1項の規定にしたがい、お客様にとって最良の取引の条件で執行するための方針および方法を定めたものです。

当社では、お客様から国内の金融商品取引所市場に上場されている有価証券の注文を受託した際に、お客様から取引の執行に関するご指示がない場合につきましては、以下の方針にしたがい執行することに努めます。

1. 対象となる有価証券

- (1) 国内の金融商品取引所市場に上場されている株券、新株予約権付社債券、ETF(株価指数連動型投資信託受益証券)およびREIT(不動産投資信託の投資証券)等で、金融商品取引法施行令第16条の6に規定される「上場株券等」
- (2) フェニックス銘柄である株券および新株予約権付社債券で、金融商品取引法第67条の18第4号に規定される「取扱有価証券」

2. 最良の取引の条件で執行するための方法

(1) 上場株券等

当社においては、お客様からいただいた上場株券等にかかる注文は、すべて国内の金融商品取引所市場に取次ぐこととし、PTS(株式私設取引システム)への取次ぎは行いません。また、当社の店頭における取引所外売買(当社との相対取引または媒介)での執行につきましては、お客様との間で取引所外売買を行う旨を確認した場合に限り、行うことといたします。

① お客様から委託注文を受託いたしましたら、すみやかに国内の当該銘柄が上場している金融商品取引所市場に取次ぐことといたします。金融商品取引所市場の売買立会時間外に受注した委託注文につきましては、金融商品取引所市場における売買立会が再開された後に金融商品取引所市場に取次ぐことといたします。

② ①において、委託注文の金融商品取引所市場への取次ぎは、次のとおり行います。

(a) 上場している金融商品取引所市場が1箇所である場合(単独上場)には、当該金融商品取引所市場へ取次ぎます。

(b) 複数の金融商品取引所市場に上場(重複上場)されている場合には、当該銘柄の注文を執行する時点において、当社の情報端末で対象銘柄の証券コードを入力して検索した際に、最初に株価情報が表示される金融商品取引所市場(直近3ヶ月間の日次出来高を株式会社クイックが判定(*)し、出来高が最多の日数が最も多い市場を最良執行市場として選定したものです。)に取次ぎます。

* 選定基準は、当社のホームページ(<https://www.maruhachi-sec.co.jp/>)に掲載するほか、当社の本支店において説明させていただきます。

(c) お客様が制度信用取引をご利用の場合には、新規建株をされた金融商品取引所市場と同じ金融商品取引所市場に反対売買の注文を取次ぎます。

(d) (a) (b) または (c) により取次ぎを行う金融商品取引所市場が、当社が取引参加者または会員となっていない場合には、当該金融商品取引所市場の取引参加者または会員のうち、当該金融商品取引所市場への注文の取次ぎについて当社と契約を締結している金融商品取引業者を経由して、当該金融商品取引所市場に取次ぎます。

(2) 取扱有価証券(フェニックス銘柄)

当社では基本的に取扱有価証券(フェニックス銘柄)の注文はお受けしていません。ただし、お客様から売却注文をいただいた場合には、当該注文を、当該銘柄の投資勧誘を行っている金融商品取引業者が1社の場合は当該金融商品取引業者へ、複数の場合は取次ぎを行おうとする時点で各金融商品取引業者が提示している気配のうち、お客様にとって最も有利と考えられる気配を提示している金融商品取引業者に取次ぎます。なお、銘柄によっては注文をお受けできないものがあります。

3. 当該方法を選択する理由

(1) 上場株券等

PTSを含め複数の取引所金融商品市場等から最良気配を比較し、より価格を重視することはお客様にとって最良の執行となり得ると考えられます。当社でこのような執行をするためにはシステム開発等を行う必要がありますが、社内で検討した結果、システム開発等を行うことによりお客様にお支払いいただく手数料等の値上げが必要と考えています。

システム開発等に伴う費用等について精査した結果、お客様にとっては、複数の取引所金融商品市場等から最良気配を比較することによる価格改善効果よりも、手数料等の値上げによる影響が大きいと考えられるため、PTSへの取次ぎを含む取引所外売買の取扱いをせず、国内の金融商品取引所市場に取り次ぐことが最も合理的であると判断されます。

(2) 取扱有価証券(フェニックス銘柄)

当社では基本的に取扱有価証券(フェニックス銘柄)の注文はお受けしていません。ただし、取扱有価証券のうち、当該銘柄を所有されているお客様の換金ニーズをすみやかに実現する必要があると考え、お客様からいただいた売却注文を、注文が集まる傾向がある投資勧誘を行う金融商品取引業者に取次ぐことは、より多くの約定機会を確保することとなり、お客様の換金ニーズを実現できる可能性が高まると判断されるからです。

4. その他

(1) 次に掲げる取引につきましては、2. に掲げる方法によらず、それぞれ次に掲げる方法により執行いたします。

- ① お客様から執行方法に関するご指示(当社が自己で直接の相手方となる売買のご希望、執行する金融商品取引所市場のご希望、お取引の時間帯のご希望等)があった取引
… 当該ご指示いただいた執行方法
- ② 株式累積投資等、取引約款等において執行方法を特定している取引 … 当該執行方法
- ③ 単元未満株の取引 … 単元未満株を取扱っている金融商品取引業者に取次ぐ方法
- ④ 投資家保護、適合性の原則等に基づき、当社で執行方法を定めている取引 … 当該執行方法

(2) システム障害等により、やむを得ず、最良執行方針に基づいて選択する方法とは異なる方法により執行する場合がございます。その場合でも、その時点で最良の条件で執行するよう努めます。

最良執行義務は、価格のみならず、例えば、コスト、スピード、執行の確実性等さまざまな要素を総合的に勘案して執行する義務となります。したがって、価格のみに着目して事後的に最良でなかったとしても、必ずしも、そのみをもって最良執行義務の違反とはなりません。

以上

優先市場の具体的な選定基準

2022年4月4日

丸八証券株式会社

(1) 株券等

- ・ 単独上場時はその取引所を採用します。
- ・ 複数取引所に上場している場合は、直近3ヶ月間の日次売買高の優劣を営業日数分比較し、評点化した後、月末時点で判定し、翌月第一営業日から適用します。
※日々の売買高の優劣判定に使用する市場は、東証、名証、地取の立会取引のみが対象です。
- ・ 追加上場時は、追加上場した取引所の立会い期間が3ヶ月に満たない場合、追加上場してから判定日(月末)までの日次売買高で優劣を判定します。なお、月中に追加上場した場合、判定日(月末)までの優先市場は、追加上場前の優先市場を引き継ぎます。
- ・ 複数市場に上場している株式で、優先市場に設定されている市場が整理銘柄に割り当てられた場合、優先市場から除外します。当該市場の上場廃止後に継続して上場する市場が存在する場合は対象とします。
見直しの反映タイミングは、整理銘柄割当日の二営業日後とします。
※割当日が休日の場合、翌営業日を起点とします。
※整理銘柄割当における優先市場の見直しは、過日分売買高による判定で行います。
※月末営業日の整理銘柄割当の場合、翌月第一営業日反映の月次選定基準から当該市場を除外し判定します。但し、月末営業日の15時すぎに当日割当が発表された場合は、二営業日後に見直します。上場全市場において上場廃止になる見込みがある場合は、上記変更を保留する場合があります。
- ・ 新規上場時に複数市場に同時上場する場合、最初の月末が到来するまでは、以下の基準で判定します。
東証 > 名証 > 地取の順
但し、企業再編による新設会社の場合、元の上場子会社の売買高等を考慮し、総合的に優先市場を判定する場合があります。

(2) 新株予約権付社債等

- ・ 単独上場時はその取引所を採用します。
- ・ 複数取引所に上場している場合、および新規上場時に複数市場に同時上場する場合は、以下の基準で判定します。
東証 > 名証の順

(株式会社QUICKの選定基準)